

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、追加型証券投資信託「D I AMアジア・オセアニア好配当株オープン」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは平成22年8月27日の設定以来、主として日本を除くアジア・オセアニア諸国・地域の好配当株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成29年1月31日現在、当ファンドの受益権口数が信託約款第47条第1項の信託契約の解約の基準となる口数(10億口)を大幅に下回っている状態が続いており、当ファンドの効率的な運用が困難な状況となっております。そのため、同条の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成29年7月20日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと存じます。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年4月21日
- ・ 書面による議決権行使期間 : 平成29年4月21日～平成29年5月12日
- ・ 書面決議の日 : 平成29年5月15日
- ・ 繰上償還日(予定) : 平成29年7月20日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、平成29年4月21日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、平成29年7月20日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成29年4月21日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社